

回 覧

新型コロナウイルス感染症対策生活応援援護品のお知らせ

滑川町社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し生活に困窮した世帯に対し、援護品を支給いたします。(援護品は滑川町地域商品券です。)

(次の要件に当てはまる世帯が申請できます。)

要件1 滑川町に住所を有する世帯(別世帯であっても、同一の家計を営んでいると判断できる場合には、同一の世帯とみなします。)

要件2 コロナウイルスの影響を受け、失業、休業等により収入が大幅に減少した世帯

※収入が減少していることが要件となるため、収入の減少がみられなかった世帯(年金、各種手当で生活する世帯、生活保護世帯等)は該当になりません。

要件3 生活に困窮している世帯

申請を希望される方は、収入が減少していることを確認できる書類(給与明細書、収入額がわかる通帳の写し等)をご用意いただきまして、「新型コロナウイルス感染症対策生活応援援護品申請書」に必要事項を記入いただき、滑川町社会福祉協議会までご提出ください。(支給には審査があります。)

※申請書の入手方法

1 社協ホームページ <http://www.namegawa-shakyo.jp> より申請書がダウンロードできます。記入いただきまして社会福祉協議会事務所までご持参ください。

2 滑川町社会福祉協議会事務所にて配布しています。

3 郵送でお送りすることも可能です。社会福祉協議会までご連絡ください。



滑川社協
ホームページ

申請書の受付期間 令和2年8月20日(木)～9月7日(月)平日のみ

(赤い羽根共同募金配分金の範囲内での支給になりますので、上限に達し次第受付を終了する場合があります。)

(お問い合わせ先)

社会福祉法人 滑川町社会福祉協議会

〒355-0811

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 2440-1

滑川町コミュニティセンター内

電話 0493-56-6345

FAX 0493-56-6349

この事業は赤い羽根共同募金の
配分金により実施しております。

